

# 工事成績に係る努力要請について

(平成2年3月20日監-2072)

## (目的)

第1 秋田県工事成績評定要領に基づく、県営請負工事の成績評定点のうち、60点未満と評定された者について、当該工事の工事成績を認識させ、今後より優良な工事成績をあげることができるよう、努力を促すことにより、工事の質的向上に資することを目的とする。

## (努力要請の対象)

第2 秋田県工事成績評定要領に基づく、成績評定点が60点未満であった者とする。

## (努力要請の方法)

第3 努力要請は、原則として、当該工事を監督する公所の所管部長が行うものとする。

2 建設政策課長は努力要請対象者を取りまとめ、所管部長及び出納局長に通知するものとする。

3 所管部長は、監督公所を経由のうえ別紙様式1により、努力要請を行うものとする。

## (通知内容)

第4 努力要請は、注意を喚起する必要がある項目を明示することによって行うこととし、細目の評定が各考査項目につき、dもしくはeの評定が付されたもの及び法令遵守等の考査項目において減点評価されたものを指摘対象項目として取り扱うこととする。

## (努力要請後の指導等)

第5 通知後の対象者に対する指導等は、監督公所もしくは、出納局検査課が行うものとする。

(平成10年4月1日 一部改正)

(平成10年9月21日 一部改正)

(平成15年12月24日 一部改正)

(平成 2 4 年 4 月 1 日 一部改正)

〇〇〇〇建設(株)

代表取締役〇〇〇〇 様

秋田県 〇 〇 部長

## 工事成績に係る努力要請について（通知）

平成〇〇年度において貴社が施工した下記の県工事について、工事成績の評定点が60点未満となっております。

つきましては、下記の評定内容を参考に、今後かかることのないよう努力要請いたします。なお、1年以内に再度努力要請を受けた場合、改善報告の提出等により改善が明確に確認されるまで、指名を差し控えることとなりますので、念のため申し添えます。

工 事 名 (工事箇所)		工 事 番 号	
評 定 点 合 計			点
考 査 項 目	1. 施工体制	I. 施工体制一般	
		II. 配置技術者	
	2. 施工状況	I. 施工管理	
		II. 工程管理	
		III. 安全対策	
		IV. 対外関係	
	3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	
		II. 品質	
		III. 出来ばえ	
	4. 技術力	I. 技術力	
	5. 創意工夫	I. 創意工夫	
	6. 社会性等	I. 地域への貢献等	
	7. 法令遵守等		

(注1) 評定点合計が60点未満の場合は、努力要請の対象となります。

(注2) 考查項目の中で、特に注意を要するものについて×印を付しています。